

令和5年第2回美祢市議会定例会会議録（その5）

令和5年7月5日（水曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	7番	杉山武志
8番	坪井康男	9番	猶野智和
10番	秋枝秀稔	11番	岡山隆
12番	三好睦子	13番	山中佳子
14番	荒山光広	15番	高木法生
16番	竹岡昌治		

2 欠席議員

6番 村田弘司

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	代表監査委員	重村暢之
デジタル推進部長	中嶋一彦	総務企画部長	佐々木昭治
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	西山宏史	消防長	松永潤
病院事業局管理部長	安村芳武	教育委員会事務局長	千々松雅幸

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第49号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第50号 美祢市税条例の一部改正について

日程第4 議案第51号 美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税
免除に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第52号 美祢市自家用有償旅客運送条例の制定について

日程第6 議案第53号 美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の廃止
について

日程第7 議案第54号 美祢市火災予防条例の一部改正について

日程第8 議案第48号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第59号 財産の取得について

日程第10 議員提出議案第1号 市税等の賦課・徴収に関する要望決議について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

その前に、皆さん、暑ければ上着を脱がれて結構ですよ。執行部の方は、ちょっと脱ぎにくいでしょうけど、作業着ですから。

それでは、続けます。

本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほど——申し訳ありません。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、事務局から議事日程表（第5号）の1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 失礼しました。

本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

〔議長 竹岡昌治君 登壇〕

○議長（竹岡昌治君） 冒頭に、一言お見舞いとお礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

6月30日深夜からの記録的な豪雨によりまして、市内において甚大な被害が発生した状況でございます。

このたびの豪雨により被災されました皆様におかれましては、心より御見舞いを申し上げます。

また、1名の方と連絡が取れない状況であり、一刻も早く無事に発見されることを祈っております。

このような非常事態の中、執行部におかれましては、避難所や開設——避難所の開設や要支援者の救助活動、給水や災害のごみの収集など、全庁挙げて、職員全員

で被災者支援に当たっていただき感謝申し上げます。さらに、災害ボランティアなどで御協力いただいている多くの方々にもお礼を申し上げたいと思います。

市議会といたしましては、執行部と連携を図り、1日も早く日常生活を取り戻せるよう努めてまいる所存でございます。

市民の皆様におかれましては、梅雨末期でさらなる豪雨や気温の高い日々が続くことが予想されますので、どうぞ体調管理など御自愛くださいますようお願いをいたしまして御挨拶に代えさせていただきます。

本当に大変な時期に執行部の皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

〔議長 竹岡昌治君 議長席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、市長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、6月30日から7月1日にかけての豪雨により発生した災害の状況について御報告いたします。

このたびの豪雨は、活発化した梅雨前線の影響により、7月1日の未明に真長田で1時間当たりの雨量が99ミリに達したほか、東厚保では降り始めからの総雨量が386ミリを観測するなど、平成22年7月に本市に甚大な被害をもたらした豪雨を思い起こせるものであります。

特に、県道が冠水したことにより車7台が立ち往生した事案については、いまだ1名の方が行方不明となっており、現在も懸命な捜索活動が行われております。1日も早い無事の確認をお祈りいたしますとともに、このたびの豪雨により被災された全ての皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

これまで把握しております主な被害といたしましては、270を超える家屋が浸水したほか、住宅の裏山崩壊等の土砂崩れや道路・河川の決壊、田畑の冠水による農作物の被害、さらには、水道の冠水など——水道施設の冠水など、市内広範囲にわたって大規模な被害が発生しております。

特に水道に関しては、大嶺地区、伊佐地区において大規模な断水が発生したことから、近隣市や国の支援の下、車両による給水活動を実施したところであります。施設が復旧するまでの間、市民の皆様には大きな御不便、御負担をおかけいたします

ことを、改めて深くおわび申し上げます。

また、JR美祢線については、厚狭川の増水により、橋梁が流出するなど甚大な被害が発生しており、現在のところ復旧のめどは立っておりません。

これを受けて、3日に県知事と私を含む関係市長らがJR西日本広島支社を訪問し、支社長に対して早期復旧を強く要望したところであります。

美祢線の復旧が、被災された皆様の希望、そして、美祢市の復興のシンボルとなるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

現在の災害に係る市の体制は、災害対策本部から災害復旧対策本部体制に移行しており、復旧や被災者支援の活動を開始しております。

まず、浸水の被害が確認された世帯について、第2次調査として後日、改めて専門職員による詳細な調査を実施することとしております。

また、被災者の健康確認のため、保健師が避難所や避難世帯等を戸別訪問するほか、断水等の影響により御自宅での入浴が困難な方のため、道の駅おふくなどの入浴施設を無料開放しております。

家屋が損壊した方のため、市営住宅や教職員住宅を確保し、さらには県営住宅の確保の要請を行っており、現在、入居希望者との調整を進めております。

災害ごみについては、地域を巡回し収集するとともに、感染症等拡大防止のため、保健所と連携し消毒作業を開始しております。

加えて、美祢社会福祉協議会では、いち早く災害ボランティアセンターを設置され、市内外から多くのボランティアの皆様の協力を得て、復旧支援に取り組まれているところであります。

また、国土交通省中国地方整備局との災害時における情報交換に関する協定に基づき、1日から現地情報連絡員リエゾンが派遣され、3日からは緊急災害対策派遣隊テックフォースが本市に駐在し、活動を開始されております。

これにより、河川や道路の情報、各種資機材や給水車の提供を受けたほか、ヘリコプターからの画像伝送システムにより、上空からの被災状況の確認を行ったところであります。

さらに、カルスト森林組合をはじめとする市内外の多くの事業所の――事業者の皆様から、災害復旧に向けた御支援の申出をいただいております。

以上、このたびの災害の概要と現時点での取組の一端を申し上げましたが、市政

を預かる私といたしましては、被災された地域の方々が、1日も早く以前の生活に戻っていただけるよう、職員と一丸となって取り組んでまいり所存であります。

被災された皆様や、復旧活動に携わられている皆様の疲労——疲れもピークに達しておられるのではないかと心配しております。

日中は暑くなる日もありますので、どうか皆様には、健康に十分御留意いただきますようお願いいたします。

終わりに、各方面から御支援いただきましたことに、改めてお礼申し上げますとともに、議員各位の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

次に、個人市県民税の賦課漏れ及び課税誤りにつきまして、御報告とおわびを申し上げます。

このたび、令和2年8月から令和5年3月までの間、税務署等から送付された電子データの一部について、未処理であることが判明いたしました。

件数及び金額は、賦課漏れが5件の44万5,600円、課税誤りは増額分が81件の703万700円で、減額分が81件の271万7,557円であります。

確定申告などの情報は、税務署等から電子データが画像データで届き、そのデータを紙に印刷し内容を確認した後、市のシステムに手入力しておりますが、修正申告等の一部情報について未処理のままであったために、賦課漏れ及び課税誤りとなったものであります。現在は、対象となった方に連絡し、おわびと説明を行っております。

また、国民健康保険税等の影響については、現在調査を行っております。

地方公共団体として、適正な課税を行う責任があるにもかかわらず、このような誤りを発生させてしまい、市民の皆様、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしましたことを、心からおわび申し上げます。

今後は、税務署等から送付された電子データの適正な取扱い方法を定めるとともに、事務処理マニュアルを見直し、複数人で申告管理を行うなどのチェック体制を強化し、再発防止と信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

なお、本案件の調査が終了した後は、責任の所在を明確——明らかにし、関係者について厳正な処分を行う考えであります。

このたびは、大変御迷惑をおかけしましたことを、改めておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ただいま、市長のほうから御報告がございましたが、これに對しまして、議長にお尋ねしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） はい。

○7番（杉山武志君） 先に——先にですね、今回の豪雨により被災されました皆様と、災害復旧に従事されている皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。と同時に、給水活動の応援をいただいております近隣の市の職員の方々にお礼を申し上げたいと思っております。

さて、ただいま市長より報告がありましたが、今回、介護保険料、市県民税において、過少・過大の収納が発生いたしました。昨年末、市民より監査請求がなされ、保育料の誤収納が発覚しております。今回合わせると3件が発生しておることになるわけです。

6年前でしたか、私が一般質問の中で、固定資産税の課税がおかしいんじゃないかということで調査を依頼しました。過去5年間見ていただいて、たしか34件の過誤徴収が行われており730万円程度市民に還付しておる——おると思います。一体いつまでこのような状況が続くのでしょうか。正直者がばかを見る美祢市でよいのでしょうか。

併せて、執行部が議会へ説明された内容も偽りが多いです。市——執行部が、市民や議会、マスコミにうそばかりついておられると私は思っております。

執行部が対応策を考える旨、今発言がありましたが、このように頻繁に発生しているのは、市政の申請が——信用が失われ、税金、料金の収納は、市政の根幹を揺るがす問題であろうと思いますし、我々議会といたしましても、何年間も発見できない状況等を考え、原因の調査に取り——取り組むべきと思いますが、議長の御判断を伺いたいと。いかがなものでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。ちょっと暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前11時05分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほど、杉山議員から議長に聞かれました件、市税等の賦課徴収に関する要望決議ということで対応したいと思っておりますので、今からまた、先議等了解いただきたいと思っておりますから、よろしく申し上げます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第5号の2）及び議員提出決議案第1号、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） お諮りをいたします。

この際、日程第10、議員提出決議案第1号を日程に追加し先議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10号を日程に追加することに決しました。

日程第10、議員提出決議案第1号市税等の賦課・徴収に関する要望決議についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 登壇〕

○10番（岡山 隆君） それでは、議員提出決議案第1号市税等の賦課・徴収に関する要望決議についての提案説明を申し上げます。

これは、本日、提出するものであり、賛成者は猶野智和議員、杉山武志議員、岡村隆議員であります。

それでは、決議案を読み上げまして、提案説明にかえさせていただきます。

市民に納付いただいた市税や料（以下「市税等」という。）は、行政サービスや社会基盤を支えるインフラ整備の財源として活用されるだけでなく、国民健康保険等の社会保障制度の財源として、市民に再び配分されるものであります。このため、市税等は納付者の所得や資産等に応じ公平・公正に賦課され、適正に納付されなければなりません。

しかし、令和3年度決算において多額の保険料を不納欠損したことや、徴収権の

消滅時効後に誤徴収した件、またこのたび、税務署等からの資料に基づき賦課すべき市県民税について、約3年間にわたる課税ミスが市民からの問い合わせで判明しました。この件は、地方公務員、とりわけ税務職員として地方自治の根幹をなす市税等に対する認識が欠如しているとともに、組織によるチェック体制のなさを露呈しており、市民の行政に対する信頼を失墜させたものです。

よって、市長におかれましては、市税等の意義を再確認し、定期的な研修や正確かつ迅速な事務処理方法を確立するとともに、組織としての市税等の賦課・徴収に取り組むなど、再発防止を図り、信頼回復に努めるため特段の措置を講じるよう要望いたします。

また、賦課された市税等、すべての市の債権は、適正に納付されなければ行政サービス等の財源として活用することはできません。このため、安易に徴収権の消滅時効を発生させることがないように特に留意し、状況に応じて法に基づく滞納処分を執るなど、厳正な債権管理に努められるよう併せて要望いたします。

以上、決議する。

令和5年7月5日、美祢市長、篠田洋司様、美祢市議会議長、竹岡昌治としていきます。

以上で提案理由の説明といたします。議員の皆様、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出決議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） 質疑ではないんですけども、今読み上げられました理由書の上から5行目ですけども、保育料のところ、保険料と言われたと思います。訂正されたらいかがでしょうか。

以上です。

○10番（岡山 隆君） 間違いでありましたので訂正いたします。

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これより、議員提出議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

訂正をいたします。これより、議員決議案第1号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議員決議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議員決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第49号から日程第9、議案第59号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、去る6月22日に開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案7件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について以外は、全員異議なく原案のとおり可決しております。

なお、議案第49号につきましては、議案審査の過程において、1名の委員が質疑、意見等の発言がないまま、採決の際、退席をされ、在籍の委員全員が原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

議案第52号美祢市自家用有償旅客運送条例の制定についてを御報告いたします。

委員より、使用される車両についてお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、現在、市内を走行しているジオタクシーと同等の10人乗り車両を2台購入する予定です。4月25日の指名競争入札により、納入業者は既に決定していますとの答弁がありました。

次に、委員より、年齢や居住地、市内、市外により使用料が変わるとあるが、現場でどのように確認されるのかとの質疑に対し、執行部より、市民に対しては、乗車証の配布を予定しており、市内の70歳以上、市内の中学生以下ということ、運転士が判別できるようにしたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、利用方法をお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、通常のあるもないと号と同じ形になりますので、バス停に時刻表があり、バス停で乗降していただくこととなりますとの答弁がありました。

次に、委員より、事業者に対する入札は終わったとのことだが、何社が応募したのかとの質疑に対し、執行部より、プロポーザル方式により選定しましたが、応募があったのは、市内のタクシー業者3社です。そのうち、路線が2路線ありますので、それぞれ1路線ずつ2社が選定されましたとの答弁がありました。

このほかにも委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

また、そのほかの議案についても質疑等がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算副委員長 岡村 隆君 登壇〕

○予算決算副委員長（岡村 隆君） ただいまより、去る6月27日に開催しました予

算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

本日は、委員長が欠席のため、副委員長の私が代わって報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案第48号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

委員より、本庁舎整備事業の施設整備工事費8,832万6,000円に係る詳細な資料を提出したところであるが、この件についてお伺いするとの質疑に対し、執行部より、工事費を積算する複合単価につきましては、山口県の平成25年8月1日付の通達により非開示とされており、また、市場単価につきましても、同様の取扱いになります。そのため、営繕工事の積算につきましては、その内訳が公表されていないので、インフレスライド金額のうち、労務費分や資材費分がそれぞれ幾らという形でお示しできませんとの答弁がありました。

次に、委員より、本庁舎整備事業について、残工事に対してのインフレスライドということであるが、必要な機器類や設備類など、現物が手元に来ているにもかかわらず、残工事として上乘せ代金を請求するということがあってはならないと思うが、確認はどのようにされたのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、工事請負契約書第25条第6項インフレスライド条項運用マニュアルにおいて、出来高数量の確認として、現場搬入材料については、発注者が納品を確認したものとされており、発注者が工事現場、もしくは近隣のストックヤードにおいて、材料の搬入を確認できないものは、出来高としては参入できないということですとの答弁がありました。

次に、委員より、本庁舎整備事業の約8,800万円の追加は、全体工事費から見ると3.5%の上昇となるが、こういった議案を提出する際には、議員が判断、審査しやすい資料を出すべきと考えるがいかがお考えか、また、数年にわたる水道工事が行われているが、物価スライドの影響はないのか、その辺りの整合性についてお尋ねするとの質疑に対し、副市長より、発注者と受注者で、工事請負契約約款を締結していますが、その中で、インフレスライドに基づく、請負代金の変更ができることとされており、その契約の条項に基づいて、額の変更をしたものです。また、資

料については、非開示のものが含まれているものは提出できませんが、執行部としましては、出すことのできる情報の中で一番分かりやすい資料を提示していますとの答弁がありました。

次に、委員より、商工業活性化事業について、光熱費に対して、20%の補助があるとのことだが、申請する機関などの情報をどのように事業者伝えていくのかとの質疑に対し、執行部より、申請期間については、議決後、直ちに広報をかけ、約2か月間の申請期間を設けたいと考えています。周知に関しましては、市ホームページ、MYT、商工会の会報等により広く周知したいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、魅力ある学校づくり検討事業について、どのような議論、メンバー、スケジュールを考えられているのかお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、メンバー構成は18名を想定しています。スケジュールについては、今年度4回の開催を予定しています。目的については、次代を担う子どもたちにとって、将来にわたり、よりよい学校教育環境の充実、あと、学校教育の質の維持及び向上に取り組んでいくために、今後どのようにしていったらいいかということを検討していただくものですとの答弁がありました。

次に、委員より、学校給食費高騰対策補助金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がなくなった場合には、一般財源で賄っていくのか、それとも給食費を上げていくのか、どのようにお考えかをお尋ねするとの質疑に対し、執行部より、臨時交付金については縮小傾向にあると考えていますが、給食費が今後も高騰する状態が生じるのであれば、若干なり、一般財源で対応する必要もあると考えています。国の動向を踏まえ、今後、検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

この議案につきましては、そのほかにも、委員より質疑がありましたが、ここでは割愛させていただきます。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申出ておりますので、申し添えさせていただきます。

〔予算決算副委員長 岡村 隆君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。山中議

員。

○13番（山中佳子君） 私も、6月27日開催の予算決算委員会に出席しており、ただいまの予算決算委員長の報告に異議を唱えるものではありません。

したがいまして、今から申し上げることは、議長へのお願いとなりますが、よろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） はい、私ですか。はい。

○13番（山中佳子君） 6月議会初日に、執行部に対して、私は、本庁舎整備事業の施設整備工事費8,832万6,000円の詳細な資料、すなわち、労務費、資材費が具体的に分かる資料を請求しておりました。

しかし、先ほど委員長報告にありましたように、執行部からは、複合単価については、山口県からの通達により、情報公開条例に基づく文書開示請求があっても非開示とされること、市場単価についても、一般財団法人経済調査会、建物物価調査会の刊行物利用の許託条件として、情報開示を禁じられているという理由の下、資料は提出されませんでした。

合点がいきませんでしたので、後日、県に問い合わせました。

建築指導課の営繕調整班にお伺いしたところ、美祢市職員と県との間に認識の差があり、議会への資料提供はできるものであるとの回答でした。

市長が入念にチェック——精査、チェックし、上程された予算であったとは思いますが、議会としては、詳細が分からないままでは、議会の使命である最終的な政策の決定に責任が持てないだけでなく、住民の立場に立っての監視機能というものが十分に発揮できないと思います。

つきましては、山口県と美祢市の認識はどこで違ってきたのか、意図的なものはなかったのか。再度、請求すれば、資料提出が可能となるのかと、この件に関しまして調査していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 委員長に対する質疑でしょうか。私ですか。杉山議員。いや、もう許可しましたんで、どうぞ。

○7番（杉山武志君） 今、山中議員の発言で、私、ちょっと発言がしたくなりまして発言の申出をいたしました。

今、山中議員からですね、委員会の中で執行部が発言されたこと、それを県のほ

うに問い合わせると提示できるものだったというお話がありました。私も、委員会に出席しておりましたので、執行部の説明を受けて、ああそうなんだなと思っておりましたが、今お話を聞くと、それは提出できるものだったと、また偽りじゃないかという思いがしましたので、腹に据えかねてちょっと発言させていただきます。委員長に対するものではございませんけど、大変申し訳ございません。

先ほど私要望いたしまして、要望決議を議会のほうでしていただきました。これはありがたいことなんですけど、税の不公平、不明な支出等を許す議員はここには存在しないと思います。そういう虚偽の説明といいますか、何を信じていいかわからないような状況でありますけど、ぜひですね、先ほど議長のほうにお諮りをお願いしたと思うんですけど、調査、百条委員会を設置していただくようお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（竹岡昌治君） 委員長報告、ほかに。委員長報告に対する質疑を諮っております。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。副委員長、自席に戻ってください。

〔予算決算副委員長 岡村 隆君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

ここで、暫時ちょっと休憩させていただきます。休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後4時44分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

お諮りをいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第2項により、議事の都合でこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、議事の都合により会議時間を延長いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

およそ20分ぐらいかかると思いますので、その後にまた再開したいと思います。

午後4時45分休憩

午後5時17分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの予算決算委員会の委員長報告において、まず最初に、山中議員から本庁舎整備工事の単価の開示についての疑義の発言がございました。

また、杉山議員からは税負担の不公平、不明な点についてと併せて、山中議員の件も含めて、百条調査特別委員会を設置すべきとの発言があったところでございます。

この件につきまして、私のほうで調整をした結果、市税等の賦課徴収の件については、先ほど、午前中でございますが、要望決議を可決したことから、その結果について、執行部からの報告があるかと思っておりますので、その結果を見まして、仮に不十分でありましたら、その際に本庁舎整備工事費についてもその調査項目の中を含め、百条調査特別委員会の設置について検討すべきと調整を図ったところでございます。

以上で、できれば次に進めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。総務企業委員長、予算決算委員長から申出を受けております委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

議案第2、議案第49号——日程第2、議案第49号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。山下議員。

○2番（山下安憲君） 本議案に対する審査におきまして、諸事情により棄権したく、議長には退室の許可をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） どうぞ。

ほかに御意見ございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） 議案49号、これについて反対の意見を述べます。

生活保護という弱者に対して、マイナンバーの記入は強制とは——強制ではないといえども圧力になります。

生活保護制度に、マイナンバーカードに紐づけるのは個人情報漏れる危険性もあります。生活保護の調査について、マイ——マイナンバーによる必要な調査を全て行うことができるわけではないこと、また、マイナンバーの提供は、生活保護の要件としてはないことなどあります。

今回の議案は、外来——外国人の方に対して条例の一部改正ですが、外国人の方についても同じことが言えます。

したがって、この議案に反対をいたします。

○議長（竹岡昌治君） ほかの皆さん方に御意見ございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 三好議員からですね、この議案に対して反対という御意見ですけれども、私は、議案に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、三好さん——三好議員は、この案件に対して、マイナンバーカードが——の制度自体を問題にされてるようですけれども、今回、もしこの議案が反対ということになって通らなければ、生活保護を受ける外国人の方が、要するに、この制度ってというか——をうまく運用できないというふうなことにもなりますし、今回のこの趣旨は、あくまでも円滑な行政を行うために、この情報を利用しますよということですので、やはり、この条例の趣旨ということを考えてときに、私はこの条例は通すべきだというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります——反対がありましたね。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第50号美祢市税条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この議案に反対いたします。

この議案の中には、森林環境税、森林環境譲与税が新たに国税として1,000円が賦課されることに――なるなどが含まれています。これは、所得割ではなく均等割に賦課されます。

均等割というのは、所得が少ない世帯でも、家族が多いと負担が重くなるという仕組みです。この一方で――その一方で、大企業や法人には負担がありません。地球温暖化対策、温室効果ガス排出の原因は大企業に最もあります。大企業に布団――負担を求めるべきだと意見を述べます。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第51号美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第52号美祢市自家用有償旅客運送条例の制定についての討論を行

います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第53号美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の廃止についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第54号美祢市火災予防条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第59号財産の取得についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第2回美祢議会定例会を閉会いたします。

皆さん、長時間大変お疲れでございました。ありがとうございました。今日は、もう全協ありませんので、気をつけて帰ってください。

午後5時29分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月5日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃